

## 1, 理念に基づく政策の実現

障害者自立支援法は、その第1条に「この法律は、(中略)障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」と高い理念を掲げている。

すべての障害のある方の存在が当然の前提である地域社会の実現のために、この法律があると理解される。そうだとしたときに、収容保護主義に基づき、障害者の地域生活、社会参加を阻害する形で存在する施設入所支援の地域福祉への移行を行わなければならない。

それを誘導するには、施設入所支援が地域移行へ向かうべく、インセンティブを地域福祉に付けなければならないと考える。

施設入所支援で、24時間365日同じ環境での生活を変えようとしている事業所を支えるという意味で、地域移行のために移送サービスなどを行う場合に加算を要望する。

また、重度障害者も含めての地域福祉推進だとしたときに、入所施設から地域移行したばかりの障害のある方は、新たな環境に適応するまでの間、その必要な支援をきちんと受けられる体制整備が必要になる。ホームヘルプ利用などに特段の配慮をお願いしたい。

さらに、障害者自立支援法が地域志向の法律だとしたときに、今まで施設入所支援に重きを置いていた予算配分を地域福祉に重きを置くよう配慮いただきたい。

- 報酬の日割り計算によるサービス選択誘導を入所施設支援こそ強く推進されたい。
- 地域生活が可能な障害程度区分の低い方の入所施設支援の利用は経過措置なく、速やかに推進されたい。
- 福祉移送への加算制度の創設されたい。
- 地域移行者を受け止めたヘルパー事業所などへの加算制度を創設されたい。
- 施設入所支援に偏らない予算配分へ配慮されたい。

## 2, 日中活動に係る報酬の見直し

障害者自立支援法の報酬単価において、障害程度区分が重いものの報酬が引き上げられたことは評価できる。しかし、それでもなお、送迎体制の実費負担など、重度障害者が安心して通所介護を受けるためには配慮が必要な課題が多い。

就労系のサービスにおいては、大幅な報酬減が図られ、とりわけ、就労継続支援は、A型で30%、B型で40%にも及ぶ報酬減に見舞われた所もあり、事業所の存続そのものが危ぶまれる状況が生まれている。

障害者自立支援法の理念の大きな柱を「障害者の就労促進」と据えたとしたときに、単純に認定区分が低いから、報酬も低くていいというような制度設計は受け入れられない。

障害のある方がきちんと働けるように支援をするには、介護報酬の他に、働かせる支援をするための報酬まで読み込まなければならない。そこが介護保険の報酬体系と大きな違いだと考えるし、そうだとしたときに、とりわけ就労継続支援の報酬の抜本的見直しを求める。

ただ、さしたる職業指導もしない事業所まで、一律に評価されるように報酬を改定すると、「福祉から就労へ」というかけ声が、また保護主義的なものに逆行する恐れがあるため、報酬の抜本的見直しとともに、成果主義的報酬の強化を要望する。

さらに、働き努力した分の工賃収入が利用者負担に転化してしまう仕組みは、障害者の自立しようという意欲を奪う結果となる。工賃の控除を今一度見直されたい。

- 就労継続支援 A 型で 3 割、B 型で 4 割の減収を報酬の基準単価を上げることで、抜本的に見直されたい。
- 就労の形態を小規模分散の地域参加型に誘導するため、以下の成果主義的報酬を導入されたい。
  - ・ 10 : 1 になっている職員の配置基準を企業等施設外での取り組みに関しては増配（5 : 1）されたい。
  - ・ 自宅やグループホーム・ケアホーム→通所系サービス拠点、拠点間移動などの移動に関する加算制度を創設されたい（生活介護も含む）。
  - ・ 平均工賃単価の高い事業所への成果主義的報酬を強化されたい。
  - ・ 就労に向けてステップアップした場合（継続 B から継続 A へなど）の成果主義的報酬を強化されたい。

- 就労継続支援 A 型について。

雇用契約による利用者 6 人目以降から障害者雇用納付金制度に基づく報奨金が 2, 1 万円/月加算されている。これをすべての就労継続支援 A 型対象者に対象拡大し、さらに、月額を 3 万円にまで引き上げれば、多くの障害者が社会保険適応になり、将来の生活が安定的に送れると考える。検討いただきたい。

また、これは、一般就労した場合にも同様の配慮を検討頂きたい。

多くの障害者が福祉から雇用に移れることで、マクロ経済的には、支援コストが低下すると考える。

福祉コストの低下という観点から考えると、国・県・市が 1/3 ずつ負担して、社会保険を適応する障害者に 3 万円/月（職親制度並みの）の加算ができないか。
- 就労継続 B 型で、就労をまったく志向しない支援内容の事業所が多く残る懸念から、サービス評価の仕組みを早急に検討されたい。
- 働く意欲を育てるために、工賃収入等の利用者負担における位置付けを今一度再検討されたい。

### 3, 地域生活支援事業の予算の増額

障害者自立支援法では、広範囲に渡る障害者支援事業を市町村事業とした。また、その中には、相談支援事業など、本来的にはまだまだ国が責任を持って、全国的な社会基盤整備をするべき重要な事業も含まれている。

地域生活支援事業では、いくつか市町村にその実施を義務付けた事業があるが、予算配分を「実績8：人口2」としたために、支援費制度での事業実施の実績があまりなかった自治体を中心に、その義務付けられた事業を実施しようにも十分な予算配分がされず、事業実施の目処が立っていない自治体も多い。

このような状況を放置された場合に、その自治体に居住する障害当事者や家族に大きな不利益が生じる。

地域生活支援事業の予算は一層増額し、必要な支援がどの自治体に居住していても届くよう要望する。

また、その際に、障害者自立支援法の周知、ケアプランの作成、地域自立支援協議会の運営などをきちんと行えるように、相談支援体制を一層充実されたい。

- 地域生活支援事業の予算の増額をされたい。

- 相談支援体制の一層の充実を図られたい。

#### 4, グループホームケアホームの充実

障害者自立支援法では、ケアホームでのホームヘルプ利用を平成 19 年度末までの経過措置としている。平成 19 年度末で経過措置が切れるとして、たちまちにケアホームでの生活が行き詰まり、施設入所へと「逆移行」するものが現れるという見通しに対して、いかがお考えなのか、国の立場を明確にしていきたい。

それは、将来的にグループホーム・ケアホームをどのように位置付けていくのかということへの答えに他ならない。重度者も含めた地域生活を想定しているのか。

また、このまま何の手だてもされない場合、生活保護制度の他人介護料などを利用しての一般住宅に居住する重度障害者が増えると考えますが、その予算措置などの見通しがあるのか。

グループホーム・ケアホームの報酬単価設定を見ると、国の説明では、ホームヘルプを利用してした場合に、それに変わって生活支援員の勤務時間をそれに相当するボリュームで読み込んで介護報酬単価を設定したと言っているが、その読み込んだ勤務時間量に対する係数がホームヘルプサービスの報酬単価（個別ケア必要時間数×HH 報酬単価 4000 円/h）になっていれば、あのような報酬単価にはならないと考えるが、いかがか。

● 個別ケアに対する介護報酬が読み込まれていないとしたときに、地域生活支援の現状を鑑み、以下のルールでケアホームでのホームヘルプ利用を認めていただくことで、重度者も含めた地域生活を保障していきたい。

★ 区分 4 月 60 時間（1 日 2 時間×30 日）

内訳 朝 1 時間（食事・外出準備・服薬など）

夜 1 時間（食事・就寝準備・服薬など）

★ 区分 5 月 75 時間（1 日 2,5 時間×30 日）

内訳 朝 1 時間（排泄・食事・外出準備・服薬など）

夜 1,5 時間（排泄・食事・就寝準備・服薬・入浴など）

★ 区分 6 月 90 時間（1 日 3 時間×30 日）

内訳 朝 1 時間（排泄・食事・外出準備・服薬など）

夜 2 時間（排泄・食事・就寝準備・服薬・入浴・医療的ケアなど）

## 5, 行動援護利用拡大の推進

行動援護判定基準に基づく判定で、24点満点中10点以上かつ区分3以上という判定は、区分3以下で行動援護10点以上という生活スキルは高いが、強い行動障害を持つものを排除する結果となっている。

さらに、そもそも区分3かつ10点では、判定基準が厳しすぎて、ほとんど行動援護利用対象者が出ないという地域が続出している。

そういった現状をいかがお考えか。見直しをお願いしたい。

また、区分6かつ行動援護判定基準15点以上が重度包括支援の対象ということになっているが、行動援護判定基準で15点という人は、常時見守り、危機回避が必要なことは明白であるので、区分6でなくても重度包括支援の対象に加えるべきである。

- 行動援護判定基準8点で行動援護対象に加えられたい。その際に、区分2以下であっても、行動援護判定基準8点が出た場合は対象にされたい。
- 行動援護判定基準15点以上の行動援護対象者は、区分5以下でも重度包括支援の対象に加えられたい。

## 6, 児童への配慮

世帯分離などの形で、結果として利用者負担の減免を受けている人が多い成人と比べ、児童期は世帯分離などできないので、利用したサービスに対してそのまま 1 割負担となっている。

また、保護者が若く、所得も成人の保護者と比べまだ低いものが多いため、応能負担から応益負担になった利用者負担の負担感がより強い。

さらに移動介護がなくなり、判定が厳しすぎるために行動援護もなかなか利用できない状況になったため移動支援も後退し、障害児の保護者は、とりわけ障害者自立支援法に強い不満を持っている。

そこで、児童期の地域福祉に何らかの新しいサービスを創設することを強く提案する。

具体的には、昨今の虐待・家庭崩壊の陰に広汎性発達障害児の問題が深く関わっている状況を鑑み、また、その児童のより家庭的な環境での健全育成を図る観点から、グループホーム・ケアホームへの児童期の利用拡大を要望する。

その際に、保護者等後見人が同居しないと支給されない特別児童手当などを、グループホーム・ケアホームを利用した場合には、同居しなくても支給されるよう、制度を改善いただきたい。

家庭に何か起きたときに、慣れ親しんだ学校への通学が保証され、家庭的な環境での生活保障がされるということは、直接サービスを利用しない保護者や障害のある本人にも、強い安心感を配ることができると思う。

- グループホーム・ケアホーム利用対象者を児童期に拡大されたい。
- その際に、保護者等後見人が同居しなくても特別児童手当などを支給されたい。